

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第15条第6項の規定に基づき、粕屋町における特定事業主行動計画の実施状況(数値目標に対する進捗状況)について次のとおり公表します。

(1) 育児休業・子育てに関する諸制度の取得推進に係る目標値

目標①

育児休業取得率を計画期間の各年度において、女性職員は 100%、男性職員は 5%以上にするを旨とします。

○男女別の育児休業取得率

年度	男性(育児休業取得可能職員)		女性(育児休業取得可能職員)			
	育休取得者	育休取得率	育休取得者	育休取得率	育休取得率	
平成27年度	5人	0人	0%	2人	2人	100%
平成28年度	5人	1人	20%	2人	2人	100%
平成29年度	11人	0人	0%	7人	7人	100%

※育休取得者: 出産(配偶者出産含む)し、育児休業を取得した者

※育休取得率: 育休取得者 / 出産者(配偶者出産含む) × 100

※育休開始日の属する年度に育休取得者を記載

目標②

男性職員の出産補助休暇取得率を計画期間の各年度において、80%以上にするを旨とします。

○男性職員の出産補助休暇取得率

年度	男性(出産補助休暇取得可能職員)		
	取得者	取得率	
平成27年度	5人	5人	72.0%
平成28年度	5人	5人	70.3%
平成29年度	11人	8人	48.5%

※出産補助休暇: 妻の出産に伴い、必要と認められる入院等の付き添い等のための休暇

※出産日後2週間以内において2日の範囲内で取得したもの

※取得率 = (取得者 × 取得時間) / (取得可能職員 × 2日 × 7.75時間) × 100

目標③

男性職員の出産育児支援休暇取得率を計画期間の各年度において、25%以上にするを旨とします。

○男性職員の出産育児支援休暇取得率

年度	男性(出産育児支援休暇取得可能職員)		
	取得者	取得率	
平成27年度	5人	1人	4.0%
平成28年度	5人	3人	30.7%
平成29年度	11人	1人	1.8%

※妻が出産する場合に出産予定日の6週間前の日から出産後8週間を経過する日までに出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために与えられる5日以内の休暇

※取得率 = (取得者 × 取得時間) / (取得可能職員 × 5日 × 7.75時間) × 100

(2)仕事と家庭の両立支援および女性職員の活躍推進に係る目標値

目標④

計画期間の各年度において 10%以上削減し、一月あたりの平均超過勤務時間数を7時間以下にすることを目指します。

○職員の超過勤務時間数

年度	一月あたり平均超過時間
平成27年度	8.8時間
平成28年度	7.9時間
平成29年度	7.3時間

目標⑤

計画期間の各年度において、有給休暇平均取得日数を12日以上にすることを目指します。

○職員の有給休暇取得日数

年度	有給休暇取得日数
平成27年度	9.6日
平成28年度	10.0日
平成29年度	10.8日